

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会組織規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織単位)

第2条 本会は次の課および係、事業所等を置く。

(1) 総務課

- ① 総務係
- ② 経営企画係

(2) 地域福祉課

- ① 地域福祉推進係
 - ア ふれあい福祉センター
 - イ 飯田市ボランティアセンター
 - ウ 飯田市ファミリーサポートセンター
 - エ 飯田市結婚相談所
 - オ 遠山支所

② 生活相談支援係

- ア 飯田市心配ごと相談所
- イ 飯田市生活就労支援センター

③ 地域包括支援係

- ア いいだ地域包括支援センター
- イ いがら地域包括支援センター

④ 権利擁護支援係

- ア いいだ成年後見支援センター

(3) 在宅サービス課

① 在宅サービス係

- ア 介護相談センター
- イ ヘルパーステーション

② 通所事業係

- ア 上郷デイサービスセンター
- イ 竜東デイサービスセンター
- ウ 北部デイサービスセンター
- エ いいだデイサービスセンター

(4) 遠山地域事業課

① 遠山地域在宅サービス係

- ア 南信濃地域包括支援センター
- イ 南信濃介護相談センター
- ウ 南信濃ヘルパーステーション

② 福祉の里推進係

- ア 南信濃デイサービスセンター
- イ 南信濃福祉研修センター
- ウ 南信濃障害者等活動支援センター

- エ 南信濃高齢者共同住宅
- ③ 特別養護老人ホーム遠山荘
 - ア 庶務係
 - イ 看護係
 - ウ 介護係
 - エ 給食係
- (5) 施設サービス課
 - ① 特別養護老人ホーム飯田荘
 - ア 庶務係（介護予防拠点含む）
 - イ 看護係
 - ウ 介護係
 - エ 給食係
 - ② 特別養護老人ホーム第二飯田荘
 - ア 庶務係
 - イ 看護係
 - ウ 介護係
 - エ 給食係

2 本会が飯田市から指定管理者の指定を受けて管理する施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) デイサービスセンター
- (3) 福祉会館
- (4) 福祉研修センター
- (5) 高齢者共同住宅
- (6) 障害者等活動支援センター

(分掌事項)

第3条 前条に定める課、係等の分掌事項は、別表のとおりとする。

(職及び職務)

第4条 本会に次の職員を置き、その職員の職及び職務は、別表1のとおりとする。

(管理職員等の範囲)

第5条 管理職員等は、別表2の左欄に掲げる部署において、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 29 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月13日から施行する。ただし、第2条(4)⑭については、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 11 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。